

○総務省令第 号

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条第二項の規定に基づき、住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月 日

総務大臣 金子 恭之

住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令

住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>
<p>〔基礎年金番号の付記がされた書面で届出をする場合の添付書類〕 第八条の四 令第三十条第二項に規定する基礎年金番号を明らかにすることができる書類で総務省令で定めるものは、国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第十条第一項の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を確認するため市町村長が適当と認める書類とする。</p>	<p style="text-align: center;">〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。